

山梨県公報

第四百一号

令和五年

八月十日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………五四三
- 保安林の指定の予定(二件)……………五四三
- 随意契約の相手方の決定について……………五四四
- 令和五年度製菓衛生師試験の実施……………五四四
- 国土調査の成果の認証……………五四五
- 公安委員会
- 技能検定員等審査の実施……………五四五
- 運転免許取得者等教育実施者の代表者の氏名の変更の届出……………五四六
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………五四六

告示

山梨県告示第二百一号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県製菓衛生師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作	十五人以内	一 学識経験のある者	令和五年八月三十一日から令和六	福祉保健部衛生薬務課

成

三 合否の検討

二 県の職一年三月三十日

員 一日まで

山梨県告示第二百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年八月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡道志村字堰口一四六七の二・一五一一・一五二一の乙・一五二二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一四六五の二から一四六五の四まで、一四六七の三、一四八八の乙、一四八九、一四九〇、一五〇九、一五二〇、一五二一の一、一五二二、一五二四、一五二五、一五二六の二、一五二七から一五二九まで、一五二九の乙、一五三〇、一五三二、字板橋一・二七八、一・二七九、一・二七九の乙、一・二七九の丙、一・二七九の内一、一・一八〇、一・一八一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堰口一四六五の二・一四六五の三・一五一一・字板橋一・一七八・一・一七九・一・一七九の丙・一・一八一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字堰口一四六五の四
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 甲州市塩山下小田原字金山一七六八の一・一七七一の三・一七七二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 随意契約に係る役務
 - 名称 山梨県総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託
 - 数量 一式
- 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - 名称 山梨県総務部行政経営管理課
 - 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和五年七月十四日
- 随意契約の相手方の名称及び住所
 - 名称 日本電気株式会社

- 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 契約金額 九千六百八万九千四百円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 山梨県総合的行政文書管理システム構築業務委託の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 令和五年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、令和五年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和五年十一月三十日（木）午後一時十分から午後三時三十分まで
- 試験場所
 - 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
 - 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館
- 試験科目
 - 衛生法規
 - 公衆衛生学
 - 食品学
 - 食品衛生学
 - 栄養学
 - 製菓理論及び実技
- 受験資格 次のいずれかに該当する者
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。）において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの
- 5 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所）（甲府市にあつては、甲府市福祉保健部保健衛生室（医務感染症課）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部保健衛生室に提出すること。
- 6 受験願書の受付期間 令和五年十月二日（月）から同月六日（金）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 7 提出書類

- 1 受験願書
- 2 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
- 3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
- 4 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 8 受験手数料 九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 9 合格者の発表 令和五年十二月十五日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。
- 十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四七六
山梨県中北保健福祉事務所（ ）	（ ）	〇五五―二二三―三〇七一

中北保健所）衛生課	四号	
山梨県峡東保健福祉事務所（ 峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―二〇一―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（ 峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五―二二一―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―二四一―九〇三三
甲府市福祉保健部保健衛生室 （医務感染症課）	甲府市相生三丁目十七番一号	〇五五―二四二―一六一八〇

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年八月十日

- 一 調査を行った者の名称 笛吹市 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 調査を行った時期 令和三年五月二十八日から令和五年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 笛吹市石和町市部の一部
- 五 認証年月日 令和五年八月二日

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指

導員審査」という。)を次のとおり実施する。

令和五年八月十日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和五年九月十二日(火)から同月十五日(金)までの午前九時から午後五時まで

三 受付期間及び場所

1 期間 令和五年八月二十八日(月)から九月一日(金)まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。
六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

山梨県公安委員会告示第八十九号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第七条第一項の規定により、株式会社湯村自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月十日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

一 変更後の代表者の氏名 赤岡 茂保

二 変更年月日 令和五年六月二十二日

山梨県公安委員会告示第九十号

指定制講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、株式会社湯村自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月十日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

一 変更後の代表者の氏名 赤岡 茂保

二 変更年月日 令和五年六月二十二日